

施策マネジメントシート

基本施策名	27情報の積極的な発信と共有・保護	施策統括課	市長室	氏名	鴨下 雄一郎
政策名	9自治体経営	主な関係課	文書法制課、政策経営課、市長室		

1 施策の目的と指標

① 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等
・市民 ・行政 ・事業者

② 施策の目的
個人情報適切に保護しながら、市政情報を含む様々な情報を効果的に市民等へ公開・提供・発信し、その情報が積極的に活用されるまちを目指します。

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない	
名称	単位
ア 人口	人
イ 市民情報を使用する部課数	部課
ウ	
エ	
④ 成果指標(意図の達成度の指標) 数字は記入しない	
名称(展開方向ごとに記載)	単位
1ア 入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合	%
1イ オープンデータとして公開したファイルの数(種類)	件
2ア 国立市が個人情報の保護を的確に行っていると思う市民の割合	%
2イ	
3ア	
3イ	
4ア	
4イ	

2 第2次基本計画期間(令和2～令和9年度)内における取組内容

施策の展開方向		目的	手段(具体的な取組内容)
1	情報の発信と共有	市政情報を含む様々な情報を迅速かつ広範に市民等へ公開・提供・発信することにより、市民等による情報の積極的な活用を促進し、情報の共有化を通して市政への市民参加をさらに推進します。	◆社会における情報通信手段の発展に伴い、市報等の紙媒体のさらなる充実とともに、ホームページやTwitter、LINE等のSNSの活用を図り、市民のだれもが必要な情報に容易にアクセスし利用することができる環境を整備します。 ◆国立市をより多くの方に知ってもらうため、市内だけでなく、市外へ向けて積極的に市の施策・まちの魅力・くにたちブランド等を発信していきます。 ◆市や市民に影響のある情報を継続的・定期的に収集し、しっかりと分析を行うことで、効率的な広報活動につなげます。 ◆行政情報のオープンデータ化を推進するとともに、その利活用を積極的にPRします。
2	個人情報の保護	市民の個人情報を適切に保護します。	◆先進技術の動向把握に努めつつ、ハード・ソフトの両面から、多面的なセキュリティ対策を推進します。 ◆職員のセキュリティ意識の向上を図るための研修を充実させます。 ◆社会動向や技術動向を踏まえ、情報セキュリティ対策基準等ルールの見直しを定期的に行います。
3			
4			

3 総事業費・指標等の実績推移と目標値、実績状況把握

		単位	数値区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	目標達成度		
対象指標	ア	人	見込み値									達成・ 未達成	前年度 比較	
			実績値	76,282	76,423	76,278	76,182	75,816						
		部課	見込み値											
			実績値	43	43	43	43	43						
	ウ		見込み値											
			実績値											
	エ		見込み値											
			実績値											
成果指標	展開 方向1	ア	%	成り行き値								未達成	低下	
				目標値	22.5	23	23.0	23.5	24.0	24.5	25.0			25.5
				実績値	21.9	27.8	-	27.2	21.8					
			基本計画における 指標の説明又は出典元		入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合 出典：市民意識調査（年0.5Pt増を目標に設定）									
		イ	件	成り行き値									達成	向上
				目標値	1	2	3	4	5	6	7	8		
				実績値	0	3	5	10	18					
			基本計画における 指標の説明又は出典元		ホームページ上にオープンデータとして公開したファイルの延べ数（種類）									
	展開 方向2	ア	%	成り行き値	32	32	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	31.6	未達成	向上
				目標値	34.5	35.6	36.7	37.8	38.9	40.0	41.1	42.2		
				実績値	29.5	31.9	-	34.5	34.8					
			基本計画における 指標の説明又は出典元		国立市が個人情報の保護を的確に行っていると思う市民の割合 出典：市民意識調査（年1.1Pt増を目標に設定）									
		イ		成り行き値										
				目標値										
				実績値										
			基本計画における 指標の説明又は出典元											
	展開 方向3	ア		成り行き値										
				目標値										
				実績値										
			基本計画における 指標の説明又は出典元											
		イ		成り行き値										
				目標値										
				実績値										
			基本計画における 指標の説明又は出典元											
展開 方向4	ア		成り行き値											
			目標値											
			実績値											
		基本計画における 指標の説明又は出典元												
	イ		成り行き値											
			目標値											
			実績値											
		基本計画における 指標の説明又は出典元												
事務事業数				本数										
施策 コスト	事業 費	財源 内訳	国庫支出金	千円										
			都道府県支出金	千円										
			地方債	千円										
			その他	千円										
			一般財源	千円										
			事業費計（A）	千円	0	0	0	0	0	0	0	0		
			延べ業務時間	時間										
			人件費計（B）	千円										
			トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	0	0	0	0	0	0		

4 施策の成果指標実績値に対する評価

(1) 施策全体の成果実績目標達成度 A(高度に達成)～E(ほぼ未達成)

D: 目標の多くが未達成であった

(2) 時系列比較(過去3ヶ年の比較) A(かなり向上)～E(かなり低下)

B: 成果がどちらかと言えば向上した

(3) 上記(1)(2)の理由・背景として考えられること(数値で表せない定性的評価もあれば記載する)

○オープンデータの公開は、「官民データ活用推進基本法」の施行を受けて、各自治体で公開がますます進む状況にあるが、政府の構想である「自治体が抱えている地域課題の解決」につながる活用については、先進的な取り組みをしている自治体において有効なものが見えてきていない状況がある。
○個人情報保護については、市が的確に行っていないと思う理由として、「なんとなくイメージでそう思う」との回答が最も多くなっているが、「個人情報の漏えいなどの事故防止対策が不十分だから」が次いで多く、大きく数字が伸びている。昨今のサイバー攻撃による個人情報流出等のセキュリティ事故の発生等、社会全般の状況に対する意識が反映されていると考えられる。

5 施策の現状 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか？

【市長室】

・一般的な情報発信の方法として、スマートフォンの普及により、X(旧Twitter)やLINE、フェイスブックやインスタグラムといったSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)が注目を集めており、多様な手段による情報提供が求められている。

・市ホームページの利用者の利便性の向上のため、チャットボットを導入する自治体が増加している。

【文書法制課、政策経営課】

・平成14年に国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止し、国立市情報公開条例を制定(行政保有情報を広く市民に公開し、市民の市政参加を推進する目的)、平成17年に指定管理者の情報公開に関する規定を追加した。

・個人情報保護に関しては、高度情報通信社会の進展により、個人情報の保護及び適正な取扱いの確保が一層重要となってきている。個人情報の保護に関する法律の制定により、民間業者が保有する個人情報の取扱いについても一定の義務を課されるなど、個人情報保護に対する意識が高まっている。

・平成14年国立市情報公開及び個人情報保護に関する条例を廃止し、国立市個人情報保護条例を制定、平成17年及び平成24年に個人情報の一層の保護を図るため、罰則規定の強化等の一部改正を、平成27年に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の施行に伴い特定個人情報の保護に関する規定を整備するための一部改正を行った。

・平成25年5月に番号法が制定され、平成28年1月から特定個人情報の利用が開始となり、平成29年7月から情報提供ネットワークシステムを利用した他の地方公共団体等との情報連携の試行運用を開始している。同年11月から本格運用がスタートした。

・平成24年7月に決定された国の電子行政オープンデータ戦略、平成27年2月に公表された「地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン」に基づいた対応が求められている。

・平成28年12月に、官民データの適正かつ効果的な活用の推進を図るため、「官民データ活用推進基本法」が制定され、地方公共団体については、官民データ活用の推進に関し、地域の経済的条件等に応じた施策の策定・実施が求められている。

・令和3年5月に、デジタル改革関連法案が成立し、国の情報システム、地方共通のデジタル基盤、マイナンバー、データ利活用等の業務を強力に推進していく「デジタル庁」が創設された。また、個人情報保護法が改正され、令和5年4月1日から全ての地方公共団体に適用されることとなったため、現行の国立市個人情報保護条例を廃止し、新たに国立市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定し、運用することとなった。

・社会全体のデジタル化が求められる一方、高度化するサイバー攻撃から自治体の情報資産を保護するための取組が必要となり、利便性向上とセキュリティ対策の両立が課題となっている。

(2) この施策に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

・令和3年市議会第2回定例会一般質問で、市報点字版の表紙に点字表記の要望があった。また、市長メッセージ動画への手話通訳の要望があった。

・令和3年市議会第3回定例会一般質問で、市報のリニューアルについて及び動画を活用した積極的な情報発信について要望があった。

・平成29年市議会第2回及び令和3年第1回定例会一般質問で、オープンデータの推進について要望があった。

(3) この施策に関して他自治体の取組状況と比較して国立市の取組状況はどうか？

・シティプロモーションの視点から令和元年度より発行している国立新書シリーズは多摩26市において初めての取組である。

・令和3年度時点で、多摩26市全ての自治体において、HPなどでオープンデータを公開している。

(4) 施策の具体的な取組状況

6年度取組状況	7年度取組予定
○市報、ホームページ、メール配信、X(旧Twitter)、LINE、動画等を活用し、市政に関する情報や市の魅力を市内外に向けて積極的に発信した。 ○国立新書の販売・配布を行った。 ○情報公開条例に基づく情報公開事務、有償刊行物に関する事務等を行った。 ○個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例を適切に運用し、請求に応じて個人情報の開示等を行った。 ○全職員が個人情報の保護に関する法令や情報セキュリティポリシーを遵守していくとともに、研修、外部監査等を実施し、情報セキュリティ対策の維持・向上に努めた。 ○オープンデータについて、新たに8項目を都のカatalogサイトに公開した。 ○統合型・公開型GIS「くにたちガイド」の導入を行い、地理情報の閲覧や取得が容易に行える環境を整備した。	○市報、ホームページ、メール配信、X(旧Twitter)、LINE、動画等を活用し、市政に関する情報や市の魅力を市内外に向けて積極的に発信する。 ○各種SNSの運用や動画作成に関する手引きについて、全庁的な基本ルールを整備する。 ○国立新書の販売・配布を行う。 ○情報公開条例に基づく情報公開事務、有償刊行物に関する事務等を行う。 ○個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例を適切に運用し、請求に応じて個人情報の開示等を行う。 ○オープンデータについて、都のカatalogサイトに引き続き公開していくとともに、継続して公開しているオープンデータの更新を行っていく。 ○市の持つ地理情報を公開し、市民の利便性を向上させるため、統合型・公開型GISの機能拡充を進める。 ○地方自治法の改正に伴い、サイバーセキュリティを確保するための方針を策定する。 ○全職員が個人情報の保護に関する法令や情報セキュリティポリシーを遵守していくとともに、研修、外部監査等を実施し、情報セキュリティ対策の維持・向上に努めていく。 ○情報セキュリティポリシーのうち、ソーシャルメディア、外部サービス、外部委託先のセキュリティ対策等について、個別の基準の策定を検討する。

6 6年度の評価結果 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 施策の全体総括(成果実績やコスト、見直しを要する事務事業等)※基本的に展開方向ごとに記載

総合基本計画に照らして評価する(目的達成のための事務事業が適切か、事務事業の実施方法は適切か)

○成果実績

- 市報、ホームページ、メール配信、X(旧Twitter)、LINE等の広報媒体を活用し、市の情報や魅力を市内外に向けて積極的に発信した。また、市としてのシティプロモーションの観点から市の事業を効果的にPRし、シビックプライドの醸成に資することから国立新書の販売・配布を行った。
- 情報公開条例に基づく情報公開事務、有償刊行物に関する事務等を行った。
- 個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例を適切に運用し、請求に応じて個人情報の開示等を行った。
- 情報セキュリティ対策基準を改正するとともに、情報セキュリティ監査、研修等を実施した。
- オープンデータとして市が保有する公共データを公開した。
- 統合型・公開型GIS「くにたちガイド」を導入した。

○改善余地のある事項・課題等

- 市民の課題解決の一助となるよう効果的かつ業務負担が少ない効率的な情報発信をするための改善の余地がある。
- 情報発信の頻度や情報量を増やすために、業務分担や手順を見直し、効率化する等の検討を行う。
- 情報セキュリティ事故の発生を完全には防げておらず、職員の意識向上や事故を防ぐ環境の整備が課題となっている。
- オープンデータの内容や更新方法等については改善の余地がある。

(2) 施策の6年度における総合評価

B	成果実績数値の評価(A～E)に、4(3)及び6(1)の定性的要素を加味した評価 A:目標とする成果を挙げており、社会的要請にも十分応えられている。 B:一定の成果を挙げているが、向上・改善の余地がある。 C:成果向上のため、一層の努力が求められる。 D:成果に乏しく、改善が急務である。事業の一部に見直しが必要である。 E:現状の事業では施策の目的を達成することが困難であるため、抜本的な見直しを要する。
---	---

7 施策の課題・今後の方向性 ※必要に応じて展開方向ごとに記載

(1) 8年度の取組方針

- 各情報発信手段の効果的な情報発信の仕組みや新たな情報発信手段を調査研究する。
- 災害等の非常時対応として、風水害対応マニュアルに基づく情報発信体制の把握や確認を行う。
- 個人情報の保護に関する法律及び国立市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、個人情報保護制度の適切な運用を行う。
- 情報セキュリティポリシーの運営については、セキュリティ監査や研修のほか、必要に応じて情報セキュリティ対策基準の見直しを行う。
- オープンデータについては、引き続き公開及び更新を継続していく。

(2) 中期的な取組方針(概ね実施計画期間を想定)

- 市民が必要としている情報により行きつきやすい仕組み・環境を整備し、市民の課題解決の一助となることを目指していく。
- オープンデータの活用を、自治体が抱えている地域課題の解決に繋げることを目指していく。
- 自治体DXの推進に取り組んでいく中で、官民や地域の枠を超えたデータ利活用の推進を目指していく。